

山本徳一と鳥取上村小児保護協会

内田節子

鳥取上村小児保護協会は、多くの人々にとって、特に農村の人々にとって医療に恵まれなかった時代大正4年から終戦に至る迄の間、母子保健、母子保護の事業を営営として続け、大きな成果をあげたことで知られる。そしてこの協会の設立ならびにその事業の推進に中心的な役割を果たした人が山本徳一である。

では山本等が始めた先駆的母子保護事業とは一体どのようなものだったのだろうか。また山本徳一とはいかなる人物であったのだろうか。協会の事業をとおして、山本徳一をみてみたい。

鳥取上村小児保護協会設立の経過

本協会設立の由来をみると、山本徳一が郷里である由津里村に診療所を開業した頃にさかのぼる。

彼は明治39年11月由津里村に診療所を開業したが、翌40年6月には赤坂尋常高等小学校の校医を委嘱され、大正2年6月に母校である石相尋常高等小学校校医をも委嘱される。

その当時は、殆どどの農村がそうであったように鳥取上村も文化的に立ち遅れており、特に人々のもつ衛生思想は貧しく、村内の衛生状態は極めて不良という有様であった。山本はその頃の村内の衛生状態について次のように云っている¹⁾。

出産に当って、妊婦は納戸という奥まった薄暗い部屋の畳一枚をめくり、床板の上に藁むしろを敷き、その藁むしろの上にボロ布を重ねて敷き、その上で出産するならわしてあった。また嬰兒をとりあげる者は姑か夫であり、時に「とりあげ婆」と称する手馴れた人に依頼することもあるが、彼女達は現代の助産婦のような専門的知識や技術を持っている者ではなかった。いづれにしても衛生知識の乏しい状況下での出産であり、不潔菌が感染して、軽重の別はあったが大方の産婦が発熱した。そして現代のように抗菌治療薬がなかった時代であったため

に重症に陥り、死亡する産婦も少なくなかった。古くより出産は恥かしいことであるとの考え方が強いはびこり、明治の終りでも余程の難産でないとい医師にも産婆にも診せなかったので、出産時の出血多量による死亡、あるいは産後の重い貧血症が珍らしくなかった。

児童の健康状況についてみると、明治の終り頃から大正時代にかけて、産婦自身の知識不足から招く母乳分泌不足の人工栄養児が多くみられたが、大多数の人工栄養児は栄養失調・消化障害に陥っていた。

また明治39年4月山本が行なった石相尋常高等小学校全児童の糞便検査によると蛔虫卵の保有率は90%にものぼり、そして検眼の結果は、トラコーマに罹っている児童及び疑似症児は40%強であった。蛔虫卵の保有率がこのように多かったのは、当時農家では糞便を貴重な肥料として使用していたからである。

母の会

以上のような村の風習や衛生状態を、山本は医師として何とか改善したいと考えていたが、このような考え方は彼が大正3年11月に実施された文部省主催の学校衛生講習会に出席して一層強化されたようである。

こうして大正4年5月、当時の鳥取上村・小坂峯三村長、石相尋常高等小学校・遠藤長定校長及その頃開業したばかりの小坂金吾医師と小坂奈良と産婆の協力を得て、次のような趣意書²⁾によって「母の会」が設立された。

趣意書

世の中で最も未来のあり又宝ともいふべきものは子供である。若し幼い時養育方法を過れば、身体が弱くなって親に心配をかける事もあれば、性行不良の為家名を汚し、或は祖先伝来の家屋敷までなくするものも少くない。其の教養にして正しければ、身体も丈夫で何事にも真面目にして立派な人物となり、父母の名をも挙げる様になる。仍てお子さんのある方々に集合を願ひ、生まれてから学校へ這入

るまでの養育上の注意をお話致し、一はお家の為、一はお国のため、有為な人物を養成したいと思って、母の会を組織したのである。

「母の会」は村内の婦人を対象に、母性教育ならびに乳幼児の衛生及び養護運動を行なうこととし、毎年2回以上母親及び母親となるべき人を集めて妊娠中及び分娩時の心得、乳児期と幼児期の衛生、そして幼児のしつけ等について講話した。また児童が小学校に入学する前年に予備的に身体検査を行なった。

学校衛生会

山本が石相尋常高等小学校の校医であったので「母の会」を小学校における学校衛生と連携させることが効果的であると大正8年より「学校衛生会」として運営することになった。

鳥取上村小児保護協会

前述したように「母の会」は「学校衛生会」としてより整備充実された事業を展開していたが、そのような折大正6年5月に時の岡山県知事笠井信一によって「岡山県済世顧問制度」が創設され、山本はその済世顧問を委嘱された。こうして山本は社会事業にも直接かかわるようになっていく。大正8年6月には岡山市で実施された内務省主催の感化救済事業講習会に出席し、司法保護の領域の活動にも入っていくようになる。

大正9年5月岡山県にも社会課が設けられ、社会事業が前向きに行政的に進められるようになった。初代社会課長・三樹樹三学士が、たまたま石相尋常高等小学校衛生会の事業を視察し、これは済世顧問が社会事業として行なう児童保護事業であるから徹底的にやって欲しい県からも助成する³⁾との言葉があった。そこで山本等は事業内容を改めて検討し、事業の内容を拡充し組織的に行なうこととし、大正10年1月から名称を「鳥取上村小児保護協会」と改めて、次のような会則⁴⁾をもって新たな出発をすることとした。

鳥取上村小児保護協会々則

第1条 本会は小児の心身の発達を保護向上せしむるを以て目的とす

第2条 本会は鳥取上村小児保護協会と称し医師教員村役場吏員産婆其他の篤志家を以て組織す

第3条 本会の事務所は鳥取上村石相尋常高等小学校内に置く

第4条 本会の目的を達する為め左の事業をなす

1. 妊婦の保護

イ. 嘱託産婆を巡回せしめて妊婦を診察し適当なる攝生法の指示及び処置をなす

ロ. 妊婦の心得に対する講話及び印刷物の配布をなす

2. 分娩及産褥時の保護

イ. 分娩具の消毒提供

ロ. 細民産婦の無料助産

ハ. 分娩時器具の貸付

ニ. 家事補助婦の派遣

3. 乳児期より学令期に至る迄の保護

イ. 乳幼児に対して巡回看護婦を廻らして母乳の授方、人工栄養の場合は其の稀釈法及び分量等を指示し其の他虚弱児病児の保護をなす

ロ. 牛乳検査の依頼に応ず

ハ. 各小児の保護者に「学令前発育状態記録票」と云ふカードを与へて分娩より学令に至る迄の発育状態を記録し置かして学令前の健康状態を調査す

ニ. 孤児里子等に対し時々係員を派し健康状態を調査し保育上の指導をなす

ホ. 時々母の会を開催して小児の養護に関する講話をなす

ヘ. 小学校入学の前年度に於て身体検査をなし就学上差支ある疾病に罹れるものに対しては適当なる処置をなさしむ

ト. 簡易幼稚園を設けて幼児の保育をなす

4. 児童期に対する保護

イ. 校外に於ける心身の保護

ロ. 小学校在学中の児童に対して学校病の治療

ハ. 小学校卒業期に於ける職業選択

ニ. 夏期林間学校の経営

第5条 本会の役員

総理 1名 鳥取上村長を推戴し本会事業の決裁を受く

会長副会長各1名 会員中より選挙し会長は本会を代表し且つ事業を統督す副会長は会長事故ある時代理す但任期は2ヶ年とす

医員2名 歯医員 医員及び歯科医員は会員中よ

1名	教務係	2名	り教務係は石相校長及び首席訓導に委嘱し各事業を分担す
産婆	1名	妊婦及び産婦の保護に就事す	
学校看護婦	1名	学校児童に対し衛生上の看護をなすものにして校内に在ては校医の補助をなし校外にありては家庭を訪問し衛生の注意をなす	
巡回看護婦	1名	村内を巡回して乳幼児の保護に就事す	
常務幹事	2名	本会の庶務及び会計を掌る	
保母	1名	予備学園の教養事に就事す	
家事補助婦	1名	分娩及産褥時家事手伝の需に応ず	
看護委員	若干名	看護委員は各受持区域の妊婦産婦及び小児のある家庭を適当なる指導をなし或は必要に応じて医員産婆等の幹施をなす	

第6条 本会の経費は有志者の寄附及び官公署の補助金を以てす

鳥取上村小児保護協会の事業

本協会の事業は会則にみられるように妊娠期、分娩期、乳幼児期及び学童期と区分し、それぞれ各期に必要な次のような事業を行なっている。

1 母性教育

児童の保健、保護と共に母性の上にも力点を置いた。それは「母の会」設立の趣意書にもみられるように児童は次代を荷なう者であり、宝である。母性はそうした次代を作る児童を育成する責任をもつ最も重要な人物であるという認識に立っているからである。

母性教育の内容として実施されたものは次のようなものである。

- 1) 母の学校 村内の母親及び女子青年を対象として、農繁期2期を除いた年間8ヶ月間、毎月1回午後1時より4時間の講座を開設する。内容は結婚及び育児についての基礎知識と一般教養に関するものである。
- 2) 母性修養図書の無料貸出し
- 3) 名士を招いて講演会を開催

2 妊産婦の保護

1) 巡回訪問サービス 会則にみるように看護委員が村内16部落に配置されており、看護委員は担当地域の妊産婦の実状について十分把握することになっている。看護委員は担当地区内の婦人の妊娠について協会に直ちに報告するが、連絡を受けると協会は妊婦の家庭へ産婆又は巡回看護婦を派遣し、必要な助言指導を行ない妊婦の保護に当らせる。

2) 印刷物の配布 妊婦の検尿及び妊娠に対する諸注意についての印刷物を妊婦の家庭に配布する。

3) 分娩用具の消毒 妊婦は分娩時に、ボロ布や古綿を用意し、その上で出産していたので、家庭が用意するボロ布や古綿を協会が消毒して使用させる。また協会から出産時に使用する消毒綿とガーゼ、産婦の使用する十字帯及び嬰兒の臍帯とガーゼを消毒した罐に入れて無料貸与する。

4) 分娩用具の貸出し 当時は手洗鉢すら用意できない家庭があったので、このような家庭に消毒鉢、手洗鉢、嬰兒用洗面鉢、タオル、湯上り用タオル、石けん等を袋に入れて分娩用具と称して産褥期間中産婦の家庭に貸付ける。

5) 家事補助婦の派遣 女手のない家庭に対して必要によって産婦保護の立場から洗濯、炊事等を担当する家事補助婦の派遣を行なう。

6) 産室の利用 自宅において衛生的出産の困難な妊婦に協会会館の産室を利用させ、無料助産の便宜を提供。

以上のように妊娠、出産については知識の普及をはかり、また母子の安全保護に万全を期しているが、特に無料助産や家事補助婦の派遣事業までも用意するという協会の事業は福祉国家を思わせるものがある。

3 乳幼児期の保護

1) 巡回訪問サービス 巡回看護婦は乳児をもつ母親に対して授乳の方法や人工栄養について助言指導を行ない、早産児や病児に対してはその取り扱い方等を助言指導する。必要によっては医師が回診し直接指導に当る。

こうしたサービスはわずかに山本と小坂医師及び巡回看護婦1名によって行なわれたが、彼等の行動はまことに超人的とも云うべきものであったと云われている。

医師や看護婦は巡回や回診に際して、4貫目の秤と山本の考案した天竺木綿2尺巾の四隅に紐をつけた袋状の物(乳児の体重測定用)を持参した。

栄養記録票

看護婦は巡回家庭訪問に際して、前述した天竺木綿と表1のような「栄養記録票」⁵⁾を乳児の家庭に配布し、各乳児の体重を随時測定記入させ、乳児の発育の様子を母親に知らせ、また看護婦が行なう母親に対する助言指導のための参考資料とした。

表1 栄養記録票

小児姓名	上○高○	生年月日	大正12年8月21日
月 日	体 重	供給したる栄養の種類及量	
3月20日	1貫130匁	普通牛乳1合5勺粥汁4合を	
3月23日	1貫135匁	1日量とす	
3月28日	1貫135匁	3月24日より、牛乳1合5勺	
4月2日	1貫140匁	粥汁5合を1日量とす4月2	
4月11日	1貫250匁	日より牛乳2合粥汁5合を1	
5月1日	1貫230匁	日量とす	
5月21日	1貫320匁	4月28日より前記の量卵黄1	
5月30日	1貫370匁	個を1日2回に分ちて加えて	
		与う。5月21日より粥汁4合	
		牛乳2合卵黄1個半を1日の	
		量として与ふ	
		備 考	
		4月17日「急性気管支カタル」	
		に罹り発熱数日にて治ゆす	

学令前発育状態記録票

さきの栄養記録票と共に「学令前発育状態記録票」(表2)⁶⁾を乳児の家庭に配布しておき、各児童の発育の時期に従って、その状態を記入させ、学令期前にある児童の健康及び発育状態を小学校入学の際に一目で分明できるようにした。この記録票の記入については、記入の

表2-1 学令前発育状態記録表(表紙)

小児氏名
大字
保護者氏名
学 齡 前 発 育 状 態 記 録 票
鳥取上村小児保護協会
看護委員

表2-2 学令前発育状態記録票(内容)

注意	<p>お兄様の御成長後学校へ入学になりました場合教育上の参考にするのでありますから左記の事柄をよく御覧下さいまして其の都度必ずお書入れ下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 該児の生年月日 2. 該児の分娩は月満ちて居りましたか早産でありましたか。 3. 分娩は安くありましたか。 4. 臍帯生後何日目に落ちましたか。 5. 該児を分娩した時の父母の年齢 父 歳 母 歳 6. 乳児期の栄養は何によりなさいましたか。 イ、母乳 ロ、乳母 ハ、牛乳 ニ、煉乳 ホ、乳粉 ヘ、其の他 7. 母乳を何歳までお飲ませになりましたか。 8. 離乳の時期は健康でありましたか。 9. 食物以外の変ったものを喰う癖はありませんか。 有れば其の時期、喰わぬ様になりました動機 10. 歯牙の発生は何ヶ月目に始まりましたか。 11. 歯牙は何ヶ月目に生え揃いましたか。 12. 何ヶ月目に匍匐をお始めになりましたか。 13. 何ヶ月目に起座なさいましたか。 14. 歩行は何ヶ月目になさいましたか。 15. (ネーサン、アーサン、トーサン、カーサン)等の言語は何ヶ月目から言い始めましたか。 16. 夜小便を何歳までとり放しになりましたか。 17. 果子や果物を与へて数の多少を知る様になりました年齢。 18. 夜はよく睡眠なさいましたか。 19. 睡眠中おそわれたり飛び起きたりする様なことはありませんか。 ありますれば其の時。 20. 該児の養育中母或は乳母が病気にかったことはありませんか。 イ、授乳中 母 乳母 病名 経過日数 ロ、離乳後 病名 経過日数 21. 該児の兄弟姉妹の中に病気に罹ったものはありませんか。 有りますれば其の病名及び時期 22. 該児の兄弟姉妹の中に死亡したものがありませんれば其の病名及び時期。 23. 負傷した事はありますか。治療した日数。其の後。 24. 該児が病気にかったことがあれば其の病名及び経過日数。 25. 脱腸はありませんか。
----	--

し方を細かく指示した内容をもつ「記入心得書」を添付している。

例えば、項目16「夜小便を何才迄とり放しになりましたか」に対する記入心得は「夜小便は親の注意の如何によって、子供がまだ親に小便を訴えることの出来ぬ頃からでも寢床をぬらさぬ様に出来ますが、ここに記入していただくのは、親が注意しないでも子供が寢床をぬらさぬ様になった時期を云うのであります⁷⁾」となっている。このように山本は何事によらず親達に依頼したり指示する場合、彼等が十分に与えられた役割を逐行できるよう配慮を忘れなかった。

2) 小学校入学前の児童の身体検査 毎年5月に翌年入学する児童を協会において身体検査をなし、就学に支障がある疾病が発見されると、保護者に通知し、その疾病を翌年入学時迄に治療し全治させておくよう指導する。

3) 保育事業 大正10年に母の会(後に学校衛生会)を鳥取上村小児保護協会と改称して新たな出発をさせたが、その際本協会が行なう事業を拡大充実させることとし多くの事業が生まれたが、その一つが保育事業である。

(1) 予備学園 はじめ簡易保育所を設けて、翌年小学校に入学する児童を学令前身体検査後に入園させ、毎週3回、午後1時より3時迄の2時間保育を行なう。これは後に予備学園と呼ばれた。

当時村内には就学前にある児童のための保育施設がなかったため、就学前保育の必要を感じた山本等は幼稚園に代る場として簡易保育所を開設した。

昭和13年に慶福会等の助成金によって保育園舎を建設し、以後常設保育園として事業を行ない現在に至っている(現赤坂町石相保育園)。

(2) 農繁期託児所 大正10年より各部落毎に農繁期間中託児所を開設し、農家の児童を預かり保育を行なった。

当時は今日と違って、農繁期には小学生も含めて一家総出で働き、幼い子ども達はろくろくめんどうもみてもえず、食事も間に合わせ物ですます有様で、重症の胃腸障害を起こす子どもが多く、また監督不行届によるけがも多く、時には村内に散在する溜池で溺死する子どももあった。そこで子ども達を事故から守り、また母親の過重な労働を少しでも軽減しようという目的をもって農繁期託児所は開設された。

季節保育所(農繁期託児所)については大正14年岡山県

図1 日課表

6:00	受託・健康観察
7:00	
8:00	あそび
9:00	
10:00	おはなし
	間食
11:00	あそび
12:00	
	昼食
1:00	午睡
2:00	
3:00	
	あそび
4:00	間食
5:00	あそび
6:00	
	夕食
7:00	退散

社会事業協会が、その設置を奨励し、補助金を交付することとしたが、鳥取上村小児保護協会もこの助成を受けた。

農繁期託児所における保育のあり様は図1のとおりである。図1⁸⁾の日課表は昭和4年6月28日から7月4日迄の一週間にわたり実施された託児所における子ども達の一日の生活を示すものである。これによると当時から既に計画的に保育が行なわれたことがうかがえる。

保育者は村内の非農家の婦人会員及び女子青年達でありある。ついでながら農繁期託児所で保育に従事した者達はボランティアとして参加したもので無報酬であった。

本託児所における受託時間は午前6時から午後7時迄であり、昭和4年6月時期における受託児は実人員179人、延人員689人であった。

託児所側は、長時間保育であるため表3⁹⁾の献立表にみられるような食事と間食を用意したが、保育児は主食分の米を持参するのみで、副食物と間食は協会の負担とした。この託児所に要する経費は補助金と村内有志の寄附金によってまかなわれた。表4¹⁰⁾は昭和4年度の経費の明細であるが、おおむねこういった状況で毎年託児所が運営された。

表3 献立表

	間食 (午前)	昼 食	間食 (午後)	夕 食
第 1 日	パ ン	握飯 するめ でんぶ	ポ ー ロ	握飯 ひらご
第 2 日	せんべい	握飯 けずり かつお	キャラメル	握飯 するめ でんぶ
第 3 日	ビスケット	握飯 ちりめん いりこ	アイスクーキ	握飯 かつお でんぶ
第 4 日	ポ ー ロ	握飯 するめ でんぶ	パ ン	握飯 ひらご
第 5 日	五色菓子	握飯 かつお でんぶ	パ ン	握飯 けずり かつお
第 6 日	せんべい	握飯 かつお でんぶ	お は ぎ	握飯 福神漬
第 7 日	ビスケット	握飯 けずり かつお	パ ン	握飯 ちりめ んざこ

表4 託児所経費明細書

	項 目	金 額	備 考
収入	補助金	15,000 円	県社会奨学奨励金補助会 村内有志寄附金
	寄附金	65,000 円	
	計	80,000 円	
支出	食費	64,650 円	副食及び間食購入費 玩具及び教育材料購入費 雑費
	玩具費	5,500 円	
	雑費	3,000 円	
	計	73,150 円	
	差引残高	6,850 円	

4) 孤児及び里子に対する指導 村内の孤児や里子のある家庭に対して、巡回看護婦を派遣して助言指導に当らせ、児童の保護の万全につとめる。

ついでながら赤磐郡や和気郡は、石井十次が特に選んで岡山孤児院の乳児を里子として委託した地域であるが、当時里子を養育していた家庭がかなり存在していたと思われる。石井十次は里子の委託に際して、里子が心身共に健やかに成長発育するように里親の監督をそれぞれの地方の小学校長や医師及び村長に委嘱している。

以上のように乳幼児の保護については、身体的健康に重点がおかれながらも精神的発育にも視点がおかれており、心身ともに調和した成長発達がとげられるように事業が行なわれている。

また特別に孤児・里子に対する配慮が一つの事業項目として取りあげられていることに里子村であったことを思わせるものがある。

4 学童期の保護

児童が小学校に入学してからは、専ら学校保健、学校衛生の立場から児童にかかわることになる。さいわいに山本は小学校校医でもあり、学校と協会が協力して、極めて密接な連携のもとに学童の保護が図られた。

1) 身体検査 毎年4月と9月の2回定期身体検査を行ない、また毎月上旬に身長及び体重の測定を実施する。

検査の結果は保護者に通知されるが、もし疾病が発見されたならば、巡回看護婦が、場合によっては医師が適切な治療等の手当をするよう保護者に助言する。

トラコーマ、耳だれ及び虫歯については協会が無料で治療を行ない、虚弱児に対しては肝油を与えて健康の増進を図った。肝油の支給についてはその効果が強調されるようになって昭和4年からは小学校一年生全員に与えた。肝油を支給された学童は大正14年には延人員643人であるが、昭和4年には7,326人となっている。

学校児童容態問合せ票

身体検査の実施に当たっては、事前に保護者に対し表5¹¹⁾のような「学校児童容態問合せ票」を配布し、記入させ健康診査上の参考資料とした。また各家庭に表6¹²⁾のような「児童身体上の注意」なる印刷物を配布して、保護者に子どもの健康について知識を与え、注意を喚起するサービスも行なっている。

2) 学校看護婦 本協会は学校看護婦をおいて次の業務に従事させた。

- 校医が身体検査及び学童に対する手当を行なう場合の助手
- 校内における児童の衛生状態の監視と助言指導
- 学校衛生書類の整理と保管
- 看護日誌の記録
- 要注意児童の家庭訪問

表5 学校児童容態問合票

<p>学校児童容態問合票</p> <p>×××殿に左記の容態が若しありましたら其の有様を各条下に書入れてお持ち越しを願います。</p> <p style="text-align: center;">児童保護者 姓 名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 嘔気或は嘔吐することはありませんか 2. 食欲は如何（進みすぎる、普通、進まぬ不同） 3. 頻りに湯茶をほしがられはせぬか 4. 大便の通じはどのようなか 5. 腹痛を起す癖はないか 6. 夜俯して寝はせぬか 7. 何か変わったものを喰う癖はないか 8. 衄血がよく出はせぬか 9. 睡眠中高い鼾声をかきはしないか 10. 咳嗽がよく出はしないか 11. 能く頭痛がしはせぬか 12. 失神、痙攣を起す癖はないか 13. 睡眠時歯咬みをしはせぬか 14. よく夢におそわれはせぬか 15. 夜尿はないか 16. 夜盲はないか 17. 皮膚の搔痒を訴へはせぬか 18. 聴力の障害はないか 19. 耳が鳴るとは言いませぬか 20. 臭覚に変わりはないか
--

○ その他協会の事業である分娩用具の消毒及び就学前年度児童の家庭訪問

○ その他協会の事務

健康状態通知簿

児童の健康保持・増進のためには学校と家庭が十分協力することが大切であるが、児童の日々の健康状態について両者の連絡方法として「健康状態通知簿」を各児童に持たせた。この連絡簿は児童の健康管理上の参考資料とされた。

3) 学校給食 鳥取上村では経済的理由のために朝食がとれない児童はいなかったが、農繁期や家人の病気などによる人手不足から朝食をとらないで登校する児童があったので、これ等の児童に対して栄養補給の目的からミルク給食を行なった。しかし当時児童はミルクを大変

表6 注意書

<p>保護者 殿</p> <p style="text-align: center;">児童身体上の注意</p> <p>児童身体検査の結果は学校手牒に記載してありますから、保護者はよくご覧の上活用下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 背柱（せなかのほねぐみ）背柱の曲りの強度なものは勿論重い病気の結果であります、軽度なもので概して身体の虚弱児童に発生するものですから等閑にしてはなりません。 2. 体格（からだのほねぐみ）児童の身体は教育の畑であります。地所がよく肥えて居なければ理想収穫は得られぬのと同じことで、児童の身体がよくなれば理想教育は出来ません。学校の身体検査上体格の薄弱児童は発育が不十分であるか、或は身体の発育は良い様に見えても、等閑に附すことの出来ぬ病気を帯びて居る児童であります。なお中等の児童も絶へず注意を要します。 3. 眼疾（めのやまい）目は教育の上から見ても亦成年の後世間に出て仕事をする上から見ても極めて大切なものであります故、如何に軽度の眼病でも治療して置かなければなりません。殊にトラホームは自分が難儀のみでなく、他人へ伝染して迷惑をかけますから、必ず治療して置かねば道徳の上から考へても世間へ対して済みません。 4. 耳疾（みみのやまい）耳も目も知識の這入る玄関でありますから最も大切であります。殊に鼓膜の穴は外から中耳内に病毒が入って恐るべき疾病を引き起すことがあります。たとへば水泳或は家庭薬の耳内点滴入浴の際湯が耳の内へ流入する等の場合に病毒が中耳内へ入ります故深く注意せられたし。 5. 齲歯（むしば）齲歯は口の中に創傷が有るのと同じ関係でありますから、其齲歯から結核菌や其他の菌が這入る事があります。さりとて齲歯は代りが直ぐ発生するからと云うので、此の齲歯を早くから抜き取ると頸骨の発育に関係したり、又歯列が悪くなったりして成年の後顔の容貌が醜くなります。 6. 疾病（すべてのやまい）疾病は全身病・皮膚病等概して慢性のものを検査して記載する様にして居る。其の疾病が通常と変りなく通学させて差支なく、只学校で注意するだけに留るものと、又大切に治療せねばならぬのとあります故、学校手牒に疾病の記載がありましたら、御便宜の医師に一応御診察を受けて置かれたし。
--

好み、ミルク給食を受ける目的で欠食して登校する児童が出てきたので後には粥に変更した。

4) 小学校卒業後への備え 農村においては昭和初年頃迄、中等教育に進む児童は少なかった。そこで小学校卒業後に向けての配慮として次のような事業を行なった。

(1) 卒業期の職業選択 児童が小学校を卒業する迄に各児童の個性調査を十分に行ない、職業選択における児童の適性発見につとめる。

(2) 産業組合訓練 協会の中に模擬信用組合を設け、小学校訓導が主任となり、石相尋常高等小学校全児童が一口10銭の出資をなして組合員となる。組合員の中から役員を選出して事務係をやらせる。そして産業組合に準じて帳簿を備え、出資金は親産業組合へ預金させた。また組合に購買部を作り、学用品を購入するなどし、それに関連した帳簿をつけさせ、帳簿の運用を学習させる等する。

このような事業を行なったのは、当時産業組合は経済的にきびしい農村生活を向上させるのに役立つと考え、小学校時代から素養を積ませておきたいという希望があったからである。

(3) 農村標準の家 倉敷労働科学研究所・暉峻義所長の指導を受けて農村における標準的な家を建築し、児童の生活実習に活用する。小学校児童6人ずつの組を作り、この6人が米や野菜を持ちより一週間の宿泊訓練を受ける。この間受け持教員は父親の役目をもって児童と共に起居し、家庭生活の細々した事柄についてまで指導する。経費の中魚肉類の購入費は協会が負担する。

標準の家は瓦ぶき平屋建て収納舎、鶏舎、牛舎等の設備をもつ。

家屋は玄関入口土間、玄関3畳、客間8畳、居間6畳、台所4畳半、作業室4坪で他に炊事場、風呂場及び便所をもつ。

5) その他の事業

(1) 児童図書室 協会は石相尋常高等小学校内に図書室を設置し、児童向きの書籍と雑誌及び母性修養図書を備え、小学校の訓導が主任となり、児童の中から係を選出し、無料貸出しの任に当らせた。

(2) 社会奉仕部 石相尋常高等小学校長が主任となり、児童が神社、仏閣、公会堂等村内の公共物の清掃や道路

の清掃補修を行ない、又高学年の児童は農繁期には労働力不足の農家の手伝いをする等の奉仕活動を行なう。

(3) 児童消防訓練 児童にポンプの操作等の訓練を行ない、あわせて非常時の避難訓練を実施した。指導は警察署と鳥取上村消防組合幹部が行なった。

(4) 寄生虫予防蔬菜園 すでに述べたように当時の農村は人糞を田畑の貴重な肥料として使用していたため蛔虫の保有者が多く、鳥取上村でも実に90%の者が保有者であった。

そこで山本は寄生虫予防対策を村民に知らしめるべく特別に寄生虫予防蔬菜園を設けた。この蔬菜園は約5アールの田に柵をめぐらし、その周囲に溝を掘って隣接する田から水が流入しないようにし、園の入口を1ヶ所とし、そこから出入りし、その際履物は園内用にはきかえ、外からの物を入れないようにした。肥料とする糞尿は、園の隅に壺を2ヶ所設置し、80日以上の時日をかけて醗酵腐熟させた後でなければ施肥しないこととした。また園内で使用する水もろ過装置でろ過したものに限り用いることとしたが、このように山本の行なう指導は徹底したものであった。

(5) 映画施設 パテーベビーG型映写機を備えて、児童に対する学習指導、生活指導、特に保健衛生思想の涵養・普及に活用する。

また各部落に持ちまわり、母性教育に役立て、更に記録や資料作りのための撮映も行なう。

上述のように児童期の保護としては、身体的健康管理に万全を期すと共に、社会奉仕や後年の社会人となることに備えての教育、訓練にまでわたって、多様な事業が展開されている。

以上が鳥取上村小児保護協会が行なった事業の概要である。

これらの事業は当時わが国が児童を有用な人的資源として認識し、とりわけ昭和に入ってから「産めよ、増やせよ」を合言葉として妊産婦や乳幼児の保護育成をかかげた国策にそったものであり、従って協会は皇室を中心として多くの団体(公私)からの助成金を得て事業を行なっている。それ故に国策を体してすすめられた事業とみられるかもしれないが、当時のきびしい生活環境におか

れていた母子の立場からみると、これらの事業は児童の出生前から小学校卒業時に至る迄を一連の流れの中で児童が心身共に健やかに生まれ、そして成長発達できるように系統的計画的にプログラミングされており、当時としては極めて進歩的な児童福祉事業であったと云える。

またそれらの事業は母性の保健・保護そして児童の保健衛生から生活指導・訓練、更に職業指導にまでわたっており、まさに総合児童福祉事業と呼ばれるべきものであり、まことに児童福祉法と母子保健法が実施された感があり、また現在の保健所の先駆的なものとみることでもできる。

これらの事業は終戦まで続き、戦後は事業の一部が児童福祉施設として引き継がれてゆく。

これらの事業によって村民の衛生思想・知識は漸次向上し、また早期発見早期治療によって生命を救われた妊産婦や児童は少なくない。

こうした協会の事業は県内の村々から注目され、多くの村々に児童のための総合的な児童保護施設(協会)を誕生させることとなった。ちなみにこの時期、大正4年から昭和14年迄の間に岡山県内16ヶ村に児童保護協会が創設されている。

また鳥取上村小児保護協会の活動は県内ばかりでなく、県外からも注目され、山本は京都府や遠く鹿児島県から小児保護協会設立に関して援助を要請され、昭和13年7月には日本児童協会より地方理事を委嘱されている。

農村社会事業家・山本徳一

先駆的母子保護事業と高く評価された鳥取上村小児保護協会の事業に山本は中心的な人物として関与してきたが、大正6年濟世顧問を委嘱されて以来地域の社会事業とも直接かかわるようになる。

また彼は帰郷時より村の貧困問題にも直面させられていたが、この問題の改善のために大正8年10月に由津里共同会を組織し、山本自ら会長となり農家の指導にものり出してゆく。大正14年1月には農家生活改善に資する目的もあって、県知事から鳥取上村の社会調査の委託を受け、各家庭について生活の細部にわたって徹底的な調査を行ない、農村の生活改善に役立てたりもした。

更に濟世顧問として、犯罪者や受刑後の人々とも関わるようになり、山本宅では寄食する彼等の姿がしばしばみられたという。

このように山本は多種多様の働きをする農村社会事業家となってゆく。

では山本をして、このような社会事業への道を歩ませたものは何だったのだろうか。山本の生いたちをたどりながら考えてみたい。

山本は明治11年12月15日赤坂郡由津里村(後の鳥取上村)に生まれた。

幼少年時代、山本は病弱であり、18才迄家庭にあって療養生活を送った。後年になって本人は小児結核だったようであるが自然治癒したと語っている。この期間の生活のしぶりは定かでない。

明治30年10月早島村(早島町)の医師加藤俊蔵方に書生として住みこみ、薬の調剤をするかたわら医学を学び始める。加藤医師との出会いについては不明であるが、山本が病弱であったからではないかと家人は思っている(後年になって彼は司法に進みたかったと家人にもらしている)。

明治31年5月、加藤医師のもとを離れて、大阪市の岡病院に入り、薬局生として勤務し、そのかたわら医学を学ぶ。

加藤医師のもとを離れた理由は不明であるが、この時期ようやく心から医学をやろうと決意したのではないかと考える。それは後年になって山本が、徴兵検査でいい物を食べてのんびりしておけと云われたので、これは長生きできないと感じ、それならば今のうちにやりたいことを精一ぱいやっておこうという気持ちになったと語っていることから推察される。この徴兵検査以後、医学の勉強をする態度に変化がみられるようである。寸暇を惜しんで勉強し、辞書などはボロボロになる迄読み返し、記憶することに努力したという。明治31年11月から岡病院勤務の余暇に大阪慈恵病院医学校へ通学するようになり同34年迄の間医学を勉強する。明治33年11月には大阪府で実施された内務省医術開業前期試験に及策する。

明治36年5月、岡病院を辞して上京し、済生学舎に入学する。済生学舎には野口英世や光田健輔が学んでいるが、創立者である舎長の長谷川泰は極めてユニークな人物であったという。

東京では新宿に住み、友人宅で医療の手伝いをしていたが、近くに幸徳秋水や内村鑑三、海老名弾正等が住んでいて交遊があったようである。山本は戦後も後年になって初めて秋水の人柄の良さを孫に語っている。海老名弾正とはかなりの附合いがあったらしく、彼に深く傾倒していたらしいが、キリスト教に入信することなく最終的に黒住教に向かう。

明治38年4月と5月に大阪府で実施された医術開業後期試験に合格し、医師としての資格を取得する。この時

期しばらく大阪に滞在する。たまたま加古川にあった三菱病院に勤務していた友人が留学することになり、山本がその後任を依頼されたところへ、帰村の話が持ち上がり、特に時の村長からの強い要請があり、悩んだ末両親のことを考えて帰村を決意する。この時点では、いつれ再び都会に出ようという気持ちを秘めた帰郷であるが、再度上阪、上京することなく、すべに述べたように医師として社会事業家として郷里で生涯を終えることになる。

以上、山本が帰村する迄の生いたちを概観したが、彼の青年前期は病弱で家庭療養につとめる日々であり、恐らくこの時代に弱者の心情がどのようなものであるかを身をもって体験したことであろう。この体験が、診療所を開業したばかりの頃の村内のきびしい生活環境を座視させ得なかったのではないだろうか。この時代の彼の精神内界にどのような動きがあったのかは不明である。

彼の青年後期は医師を志して、ひたすら勉学に精励する生活であるが、東京滞り時代の幸徳秋水や内村鑑三そして海老名弾正との交遊は、多感な青年期にあった彼に影響を与えずにはおかなかったであろうと思われる。山本の思想的流れを知る材料は極めて乏しく、彼がどのような心の変遷を辿ったかを知るすべはないが、いと小さき生命をもいとおしみ、貧しき者を隔てず、また受刑者をも受け容れた山本の生活態度から、また多くの困難にもくじけず地域社会の改善に、換言すれば地域の福祉を高めるために情熱をもって取り組んだ山本の姿から彼等3人の影響を推察することはできないだろうか。

しかしながら山本の精神的支柱となったのは黒住教である。山本と黒住教との出会いは両親を通してである。両親は黒住教の信者であり、幼少年時病弱であった彼を伴って母親がしばしば黒住教会所へ参詣したというが、この経験が海老名に傾倒しながら、内山と交遊があったにもかかわらず山本をキリスト教徒に導かなかったのではないだろうか。もっとも山本が彼等との交遊を大切に、彼等に傾倒したのは、彼等の生きざまであったのかも知れない。

山本は後に郷里にとどまった事情について次のように云っている。

「私は青年期を大阪と東京に9ヶ年間に在学したので、住みなれし都会に於て医業につく意図たりしも、郷里の母がきびしく帰り開業を切望したので、ついに明治39年11月岡山県赤磐郡鳥取上村（現赤坂町）由津里に診療を開始した。しかし私の心のうちには他日再び都上を期し

て一応母の意志に従ったのであった。

さて吾が郷に開業して第一に感じたことは、文化の程度が都市に比して余りにも甚しく遅れて居り、これをただ傍観できない気持ちに私に鬱勃として起きた。さらばとてこの開発には、地方旧来の風習ならびに経済力の地方的乏しさ等の容易ならざる原因のありて、単なる理念的指導運動により結果の見ゆる問題にあらざる故、逡巡考慮しつつまたその建策等にて、遂に吾が帰郷にあたり心に期していた再都上は全て忘れて年月を費やすこと十星霜……」この彼の言葉の中に山本のはげしい生きざまをみる思いがする。

大正5年1月、山本は黒住教由津里教会所長に就任し、教会の仕事にも係わるようになる。

山本は黒住教という精神的支柱を得て、彼のもつ医業という専門性をフルに活かして、多くの困難とたたかいながら、そして多くの人々の協力を得ながら生涯を農村社会事業家として、地域福祉の推進者として歩み続けた。

この稿を終えるにあたり、数々の貴重な資料をご提供くださり、またご助言を賜った社会福祉法人・鳥取上小児福祉協会・養護施設天心療々長山本光佐先生に深甚の感謝を申しあげる。

尚本文中の鳥取上小児保護協会に関する事項は○山本徳一著・社会福祉法人鳥取上小児福祉協会・天心寮（1967）及び○社会福祉法人鳥取上小児福祉協会・養護施設天心寮概要（1970）によっている。

註

- 1) 山本徳一：社会福祉法人鳥取上小児福祉協会天心寮 4項～5項（1967）
- 2) 守屋 茂：近代岡山県社会事業史岡山県社会事業史刊行会737項～738項（1960）
- 3) 社会福祉法人鳥取上小児福祉協会天心寮 1項
- 4) 社会福祉法人鳥取上小児福祉協会養護施設天心寮概要 3項～5（1970）
- 5) 天心寮概要 16項
- 6) 天心寮概要 16項～18
- 7) 天心寮概要 22項
- 8) 天心寮概要 26項
- 9) 天心寮概要 26項
- 10) 天心寮概要 27項
- 11) 天心寮概要 28項～29
- 12) 天心寮概要 29項30

13) 近代岡山県社会事業史 456項

14) 天心寮 1項

参 考 文 献

1. 守屋 茂 近代岡山県社会事業史 岡山県社会事業史刊行会 1960
2. 岡山県史 近代岡山県史編纂委員会 岡山県 1985
3. 内田節子 岡山県の児童福祉—戦後のあゆみ 岡山県社会福祉協議会 1980

参 考 資 料

1. 山本徳一 社会福祉法人鳥取上小児福祉協会 天心寮 1976
2. 社会福祉法人鳥取上小児福祉協会 養護施設天心寮 概要1970
3. 山本徳一 算書帳

昭和 61 年 11 月 28 日受理